

「店頭外国為替証拠金取引 契約約款」の一部改正について

下線部変更

(2025年9月8日)

| 現 行 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(省 略)</p> <p>第1条 (約諾)</p> <p>(省 略)</p> <p>2. 当社は、お客様の登録事項および第1項第3号の書類により、お客様が第2条に定める口座開設基準およびその他の口座開設に必要な事項について審査を行います。お客様は、当該審査に合格し、当社がお客様による本取引のお申込みを承諾した場合、本取引に係る口座（以下「本口座」といいます。）を開設するものとします。なお、当社は、審査の結果、口座の開設をお断りする場合がありますが、その理由については、お客様に開示しないものとします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>以上</p> <p>2025年7月9日作成 2025年7月14日交付</p> | <p>(現行どおり)</p> <p>第1条 (約諾)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>2. 当社は、お客様の登録事項および前項第2号の書類により、お客様が第2条に定める口座開設基準およびその他の口座開設に必要な事項について審査を行います。お客様は、当該審査に合格し、当社がお客様による本取引のお申込みを承諾した場合、本取引に係る口座（以下「本口座」といいます。）を開設するものとします。なお、当社は、審査の結果、口座の開設をお断りする場合がありますが、その理由については、お客様に開示しないものとします。</p> <p>(以下、現行どおり)</p> <p>以上</p> <p>2025年9月2日作成 2025年9月8日交付</p> |